

流山市農業委員会
令和3年第11回
総会議事録

令和3年11月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和3年第11回総会議事録

- 1 期 日 令和3年11月10日(水)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 11番 山崎 日出男
1番 矢口 優子
- 5 出席委員(委員12名)

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司
- 6 欠席委員(推進委員1名)
小林 常男
- 7 書記名 副主査 齊藤 恒夫
- 8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局主事 小田 嵩
- 9 会議目次
 - (1) 議案第54号 農用地利用集積計画の決定について…………… 1
 - (2) 議案第55号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について…………… 3
 - (3) 議案第56号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について…………… 5
 - (4) 議案第57号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について… 6
 - (5) 報告第31号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について…………… 8
 - (6) 報告第32号 合意解約の通知について…………… 8
 - (7) 報告第33号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 9
 - (8) 報告第34号 専決処理の報告について…………… 9

▲開会 午後2時58分

○水代会長 それでは、ただ今から令和3年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

11番 山崎委員、1番 矢口委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」から議案第57号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの4議案について御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第31号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第34号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第54号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和3年11月10日提出

今月の申請は更新が2件です。

はじめに、議案の1番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井にあります畑1筆 面積776平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、1ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の2番の権利者は、流山市中野久木にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、中野久木にあります田3筆 合計面積2,061平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、2ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子孝博委員長 議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が2件です。

はじめに、1番ですが本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は32歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は200日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に2番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は74歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は250日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の2番については、石井委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(午後3時4分 石井委員退席)

○水代会長 これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第54号の2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第54号の2番については、承認することに決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(午後3時5分 石井委員入室)

○水代会長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第54号の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第54号の1番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第55号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第55号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和3年11月10日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市南にお住まいの方です。

申請がありました土地は、南の登記地目畑2筆 合計面積513平方メートルで、変更後の地目につきましては宅地です。

申請者が平成25年に相続により取得した土地で、昭和45年以前から配置図のように、宅地の一部として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成元年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、現況は宅地として20年以上経過していることから登記簿上の地目と現況地目を一致させるため、願出があったものです。

議案案内図につきましては、3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子孝博委員長 議案第55号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案については、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約1.1キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成25年に相続により取得した土地で、昭和45年以前から配置図のように、宅地の一部として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成元年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから地目を一致させるため願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は宅地として利用されていることが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第55号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第55号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第56号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをご覧ください

議案第56号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和3年11月10日提出

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出があったものです。

申請者は、流山市長崎一丁目の方で、被相続人の妻に当たります。

申請地は、長崎一丁目の畑2筆と野々下三丁目の畑1筆、合計面積5,770.98平方メートルで、現在、生産緑地地区の指定を受けている農地です。

議案案内図につきましては5ページにございますので、併せてご参照ください。

被相続人については、今年3月に90歳でお亡くなりになられた方です。

相続人の年齢は92歳です。

相続人の世帯の農業従事者は、2名です。

現地の状況につきましては、耕起作付け済の状況でありました。

御説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子孝博委員長 議案第56号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅の南西約500メートルに位置している土地及び南西約700メートルに位置している土地でございます。

被相続人は、昭和5年生まれで、令和3年3月に90歳で亡くなられた方でございます。

相続人は、被相続人の妻で昭和4年生まれの92歳の方でございます。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために証明願があったものです。

農業従事者につきましては、申請者とその子で、合計2名であります。

申請地は、写真のとおり耕起・作付されておりました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案については、染谷文夫委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。染谷文夫委員の退席を求めます。

(午後3時15分 染谷文夫委員退席)

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第56号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第56号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

染谷文夫委員の除斥を解きます。

(午後3時16分 染谷文夫委員入室)

○水代会長 議案第57号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第57号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和3年11月10日提出

今月の願い出は1件です。

申請者は、流山市加二丁目にお住いの方であります。

申請がありました土地は、加二丁目にあります畑1筆 面積798平方メートルです。次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の父でその方の死亡の原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。議案案内図につきましては、6ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子孝博委員長 議案第57号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、流鉄流山線流山駅の北東約1キロメートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の父です。

従事日数は、生前は年間200日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が今年の3月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより農業経営が不可能となったため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第57号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手、全員であります。
よって議案第57号については、証明することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第31号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第31号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について
生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので、報告する。

令和3年11月10日報告

斡旋依頼がありました土地は、東深井の畑6筆 合計面積6,346平方メートルで、本年8月総会の議案第42号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で御承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図につきましては、7ページにございますので、併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月後の令和3年11月29日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についての御報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第32号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをご覧ください。

報告第32号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和3年11月10日報告

合意解約が行われました農地は、西深井にあります畑2筆 合計面積1,541平方メートルで、合意解約通知書の受付日は令和3年9月22日であります。

議案案内図につきましては、8ページにございますので併せてご参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第33号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第33号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので報告する。

令和3年11月10日報告

今月の工事完了報告は3件です。

1番の案件は、令和3年8月の総会で審議がなされ、令和3年8月16日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の9ページと10ページにございます。

2番と3番の案件は、令和3年7月の総会で審議がなされ令和3年7月14日付けで、許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の11ページと12ページにございます。

本件につきましては、9月29日に金子孝博委員、池田委員に現地を御確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくお願いたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第34号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第34号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月10日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。
今月の農地法第3条の届出の報告は、1件 2筆 合計面積828平方メートルです。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、14件 57筆 合計面積14,699.89平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

今月報告の農地法第5条届出の集計表を記載しております。

マンションの区分所有を除く住宅用地が9件、マンションの区分所有が1件、工鉱業用地が1件、その他の建物施設用地が3件の計14件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和3年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時29分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和3年11月10日

流山市農業委員会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

小崎日出男

流山市農業委員会委員

矢口優子